（本號八面）　（明治廿五年三月廿二日　逓信省認可）　明治廿五年三月三十日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報定價
時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜休刊
○時事新報社ヨリ直接ニ遞送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢の郵費料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

	一日以上六日迄	七日以上
一行五號活字廿四字詰	一日限	
一行　〃　付	十三錢	十一錢十錢五厘

本社へ寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるのみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

山陽鐵道の線路

我輩は前號の紙上に於て政府が此度鐵道案を新議會に提出するに就ては政略の每通として少しく趣向を改むる所なかる可らざる次第を述べたり其變通は當局者の方寸に存するのみとなれば實際に如何なる趣向を見るに至るや知る可らずと雖も鐵道の案に就ては倘は一言せざる可らざるものあり思ふに今の官私の鐵道線路は何れも必要のものにして輕重の別はあれども就中山陽鐵道の如きは最も重要の線路を占むるものと云はざるを得ず抑も東洋目下の形勢より下するに一旦不應の警を告ぐるあらば其方角は必ず西方に在るや疑なし而して我國に於て進攻なり防禦なり其緩急に應せんとするには取敢へず山陽の線路に由りて馬關の方面に備へざる可らず然るに目下山陽鐵道は尾ノ道に中止して更に西して馬關に達するの期限は倘ほ十餘年の後に在る可しと云ふ而して近來同會社の有樣を聞くに既に買入れたる鐵軌をも賣却し社務は益々縮少を旨として役員技師を減じ經費を省く等その計畫は全く神戸尾ノ道間なる既成の鐵道を維持運轉するの考にして更に一歩を西するの意なきは畢竟上に明白なるが如し畢竟會社が最初の見込にも拘はらず事業を中止して退守を事とするは資本の足らざるが爲めに外ならざれば此上進んで其見込を實にせんとするには更に株主より資本を募るの外に手段なけれども經濟社會目下の情態にては到底募に應ずるの望はある可らず果して然らば尾ノ道以西の工事は之を政府にて引受け官設事業として逃成を期するみと策の得たるものなれども如何せん會社と政府との間に於ける約束は十餘年の後に完成する筈にして其期限内に之を動かすは會社の肯ぜざる所なれば十餘年の間は袖手傍觀するの外ある可らず堪へ難き次第なりと云ふ可し

然りと雖も前に述べたる如く軍事上の必要より見れば尾ノ道以西の線路は一日も急にせざる可らずして十餘年の間その儘に差置くが如きは到底能はざる所なれば今日に於て何とか處分の法なきを得ず抑も會社と政府との約束は法律上の契約にして今更らこれを破るみと能はざるは勿論なれども立國の大計に關係して然かも目下の急に迫るみとゝあれば法律の議論を外にして其間に處する穩當の道もある可し即ち會社の株主なるものは何れも皆日本國民に外ならずして國を思ふの情に富むものなれば立國の急務に關する問題に至りては自から之に處するの義心あり可ければなり左れば政府に於ても其邊の心得を以て會社に熟議し尾ノ道以西の線路を官設として速に成功せしむるか又は從前の通り會社に一任する其代りに工事に就ては十分の保證を與へて之を成さしむるか其方法は何れにしても兎に角に軍國の急に應じ馬關までの線路を速成するの計畫を定め之を議會に提出するの工風肝要なる可し實際の方法は實際の便宜に從て何れに定むるも不可あし唯その速成を期するものなれども或は今の會社の線路を其儘にして尾ノ道以西を政府にて引受け之を官設と爲すときは同一の線路に恰も官私二つの關門を設くるが如くにして實際に不都合なりとの說もある可し我輩も其不都合を知らざるに非ざれども今日は唯速成を期するのみにして些細の不都合を云々す可き場合に非ず或は成功の後に至りて愈々不都合とあれば今の會社の線路を政府に買入るゝか又は官設の分を會社に賣渡して全線の統一を謀るの工風もある可し故に其邊の工風は姑く後日の談として我輩は兎に角に其線路を速成せしめ以て目下の急に應ずるの必要を說むるものなり

官報

○陸軍省令第五號
陸軍召集旅費支出規程左ノ通定メ本年五月一日ヨリ施行ス
但明治二十三年（二月）陸軍省令第五號同年（四月）陸軍省令第十一號ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス
明治二十五年三月二十九日
陸軍大臣子爵高嶋鞆之助

陸軍召集旅費支出規程
第一條　陸軍臨時召集旅費ハ鎮司郡長（北海道函館區ハ區長以下同シ）市長（東京京都大坂ノ三市ハ區長以下同シ）ニ對テ毎年五月一日十二月一日ニ現在ス可キ其管内在籍ノ陸軍人及補備役員ヲ豫定シ之ニ要スル召集旅費ヲ計算シ臨時召集旅費概算表ヲ作リ第一期ハ三月十五日第二期ハ十月十五日迄ニ當該大隊區司令部又ハ警備隊區司令部ヘ發送ス可シ
第二條　大隊區司令部及警備隊區司令部ハ前條ノ概算表ヲ師團司令部ヘ送付ス可シ
第三條　陸軍省ハ毎年二回（四月十一日迄ニ陸軍臨時召集旅費概算表ヲ作リ第一期ハ三月十五日第二期ハ十月十五日迄ニ當該大隊區司令部又ハ警備隊區司令部ヘ發送ス可シ）之ヲ一表（附錄第二樣式）ニ纏メ毎年三月三十一日及十月三十一日迄ニ陸軍臨時召集旅費概算表ヲ作リ大藏省ニ送附シ又當該仕拂命令官ニ下付ス
第四條　陸軍省ハ時ニ於テ權ニ臨時召集ヲ豫期シ概算ヲ作リ第一期ハ三月一日ヨリ十一月三十日ヨリ翌年四月三十日迄第二期概算ハ十二月一日ヨリ翌年四月三十日迄第二期概算ハ十二月一日ヨリ翌年四月三十日迄ニ大藏省ヘ提出ス
第五條　陸軍省ハ時ニ於テ權ニ臨時召集旅費概算表ヲ調製シ置キ戰時若クハ事變ニ際シ大藏省ヘ提出シ其豫算ヲ得ル迄ハ同省ノ檢査ヲ受タルモノトス
第六條　前條仕拂環算計算書ハ檢査ヲ受タルトキハ即時電信其他ノ方法ヲ以テ師團司令部及當該仕拂命令官ニ通知ス
第七條　仕拂命令官ハ前條ノ請求ヲ受タルトキハ師團司令部ヘ送達ス可シ
第八條　現金前渡ヲ受ク可キ官吏ハ鎮司郡長トシ又市ニ在テハ其市所在ノ直稅分署長若クハ間稅分署長トス但鎮廳若クハ郡役所ニ遺屬セル町村ニシテ特ニ場所ヲ定メ支給ヲ要スルモノハ鎮廳書記郡書記トス鎮司郡長若クハ書記及直間稅分署長前條ノ現金前渡ヲ受ケタルトキハ出納官吏ノ責任ヲ以テ其管内召集ニ應スル者在鄕軍人並ニ豫備役員ニ對シ各自召集地ニ到ル家則ノ旅費額ヲ支給ス可シ
第一項　直稅分署長若クハ間稅分署長ハ地方長官ノ定メタル鎮廳郡役所ノ外特ニ支給ノ場所ヲ設クルヲ必要トスルトキハ師團長ハ地方長官ニ臨時ノ上之ヲ定メ地方長官ヨリ其郡市又ハ鎮ニ告示ス可シ
臨時召集旅費支給ニ係ル事務ハ最モ迅速ヲ要ス故ニ出納官吏タル者現金前渡ノ命令ヲ受ケタルトキハ急速